

JICA 海外協力隊の派遣前訓練に関する合意書
(青年海外協力隊訓練生／海外協力隊訓練生／シニア海外協力隊訓練生用)

独立行政法人国際協力機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき実施される、JICA 海外協力隊の派遣前訓練（以下「派遣前訓練」という。）に関し、以下のとおり合意する。

（目的）

- 第 1 条 甲及び乙は、派遣前訓練は、乙が JICA 海外協力隊として派遣され、開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資するために、JICA ボランティア事業理念の理解、異文化理解、技術力向上、コミュニケーション能力向上、心身の健康管理等の必要な要素を習得し、もってボランティア精神を涵養することを目的に実施されるものであることを確認する。
- 2 乙は、派遣前訓練が、JICA 海外協力隊として派遣されるために必要な過程であるとの自覚を持ち、品位と節度を保ちつつ、熱意を持って派遣前訓練に取り組む。

（場所等）

第 2 条 乙の参加する派遣前訓練の場所等は次のとおりとする。

（1）派遣前訓練の場所

（2）派遣前訓練期間 年 月 日から 年 月 日まで

（合意書の有効期間）

第 3 条 この合意書の有効期間（以下「合意期間」という。）は、前条に定める派遣前訓練期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 5 条、第 7 条から第 10 条、第 12 条、第 18 条第 2 項から第 3 項及び第 19 条の規定は合意期間終了後も効力を有するものとする。

（課題等提出）

第 4 条 乙は、派遣前訓練期間中、甲が課す課題等に誠意をもって取り組み、指定された期日までに甲に提出しなければならない。乙の故意又は過失により、虚偽又は誤解を生じさせる内容がないよう最大限の注意を払うこと。

（著作権）

第 5 条 乙の提出する課題等の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は甲に帰属する。乙は甲による課題等の利用及び改変に関して著作者人格権を行使しないものとする。また、甲は、乙の事前の同意なく課題等を一般に公開することができる。

（遵守事項等）

第 6 条 乙は、甲が別に定める「JICA 関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 役職員等のソーシャルメディアの私的利用に関するガイドライン」を遵守する。

- 2 乙は、甲が別に定める「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」（平成 29 年規程（情）第 14 号）及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」（平成 29 年細則（情）第 11 号）に基づき、当該規程及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、甲と契約関係があることを示す名称、肩書等については、活動の履行をするときのみ使用することができ、活動と関連がない行為をするときは、一切使用することができない。また、乙は、派遣前訓練期間の終了後は、甲と契約関係があることを示す名称、肩書等が示された名刺、名札その他の一切の文書及び物品を廃棄しなければならない。

(個人情報保護)

第7条 乙は、甲の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第60条第1項で定義される保有個人情報を指す。以下「保有個人情報」という。）を取扱う活動を行う場合は、次に掲げる義務を負うものとする。

（1）次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

イ 保有個人情報について、甲が当該保有個人情報を取得する際に本人に明示した利用目的以外の利用、改ざん又は複製すること。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供すること及びその内容を第三者へ知らせること。

（2）乙が前号に違反したときは、乙に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用されることを承知のこと。

（3）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。乙は、甲が定める個人情報保護に関する実施細則（平成17年細則（総）第11号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

（4）甲の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

（5）保有個人情報を使用する活動を終了した時は、速やかに保有個人情報を甲に返却又は判読不可能な方法により破壊した上で廃棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を甲に提出しなければならない。ただし、甲から指示があるときはそれに従うものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、派遣前訓練期間中に知り得た甲又は受入予定国政府機関等の秘密を、手段の如何を問わず他に漏らしてはならない。

(寄稿等の届出)

第9条 前2条を担保するため、乙は、JICA ボランティア事業に関する寄稿、出版、講演等を実施しようとするときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。

(法令に基づく情報公開請求への対応)

第10条 乙は、甲が「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の規定により、開示請求に基づく情報開示又は情報提供を行う際、乙の氏名、出身都道府県市区町村、受入予定国、予定任地、配属予定機関、派遣予定職種、派遣予定期間が当該情報に含まれる場合は、これらについて甲が開示又は提供を行うことを許諾するものとする。

(不名誉な行為の禁止)

第11条 乙は、受入予定国又は受入予定国の国民を侮蔑する言動を行う等、JICA 海外協力隊の信用を傷つけ、又は JICA 海外協力隊全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(公用旅券管理)

第12条 乙は、派遣準備のために公用旅券を受領した場合は、善良なる管理者としての責任を有し、派遣まで紛失、き損又は滅失しないよう最大限の注意を払わなければならない。

(その他の禁止行為等)

第13条 乙は、派遣前訓練期間中、政治、布教及び私利に関する一切の活動をしてはならない。この場合において、私利に関する活動とは、次に掲げるような行為を指す。

（1）民間企業等に所属し、又は労務を提供し、対価として報酬を得る活動を行うこと。

（2）その他前号に準ずる行為で、派遣前訓練又は JICA 海外協力隊の活動に支障を来すおそれがあると甲が判断する活動を行うこと。

2 乙は、甲が別に定める派遣前訓練に係る訓練所の規則その他のルールを遵守し、派遣前訓練

の秩序を乱す行為や訓練所の運営に支障をきたす行為に及んではならない。

- 3 乙は、甲から違法又は不正行為（その恐れがある場合を含む。甲の役職員その他の関係者に關するものをいい、乙に關するものに限られない。）について事実確認のための調査への協力を求められたときは、乙はこれに誠実に協力するものとし、甲の調査を妨害してはならない。
- 4 乙は、第4条、第6条から第9条、第11条、第12条及び前各項に定める義務を遵守するほか、この合意書別紙に掲げる行為を行ってはならない。

（損害に対する責任）

第14条 乙の故意または重大な過失により、甲又は第三者が損害を受けたときは、乙が一切の責任を負わなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合においては、甲と乙が協議して甲の責任範囲を定める。

（損害賠償）

第15条 乙が、この合意書に基づく金員の返還を甲の指定する期間内に行わない場合は、乙は、その返還しない額に年3.0%の割合で計算した利息を付した額を支払わなければならない。

（非違行為等に対する措置）

第16条 甲は、乙が本合意書に定める義務に違反する行為その他の非違行為等を行った場合は、乙に対し、以下の措置又は第17条で定める合格取消等を行う。

（1）警告

事実確認の後、訓練所長名で警告書を発出する。

（2）嚴重注意

事実確認の後、訓練所長名で嚴重注意書を発出する。

- 2 甲は、乙の非違行為等に対し、原則として本合意書別紙を踏まえて前項各号に定めるいずれの措置又は第17条第1項で定める合格取消等を行うか判断するものとする。

（合格取消等）

第17条 乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は乙の JICA 海外協力隊選考試験の合格を取り消し、訓練中止等の措置をとることができる。なお、第1号、第4号若しくは第6号の事由に該当するとき又は第8号の事由に該当するときで第1号、第4号、第6号に準ずる場合は、甲が定めるところにより、一定期間、甲の事業への参加停止等の措置を講じることができる。

- （1）前条までの規定若しくは甲が別に定める訓練所の諸規則に違反し、又は乙が訓練の秩序を乱すような行為をした場合。
- （2）甲が、乙の健康上の理由により JICA 海外協力隊としての活動に支障があると判断した場合。
- （3）甲が、乙の成績が著しく低く、JICA 海外協力隊としての活動が困難と判断した場合。
- （4）乙が故意又は過失により甲に損害を与えた場合。
- （5）日本国政府及び受入予定国政府との間の合意による派遣中止、受入予定国政府による受入拒否又は受入予定国若しくは周辺国の非常事態の発生等により、受入予定国への派遣が困難と甲が判断した場合。
- （6）乙に本合意書別紙「合意書解除」に掲げる項目に該当する行為があった場合。
- （7）乙が自己の都合により合意期間中に派遣前訓練の取りやめ又は派遣前訓練期間の短縮を希望した場合。
- （8）前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合。

（手当等）

第18条 甲は、甲が定める規程に基づき、乙に対して国内手当及び旅費を支給する。

- 2 第17条第1号、第4号若しくは第6号から第8号により派遣前訓練を中止若しくは短縮し

た場合又は訓練は修了したものの乙が自己の都合により派遣を辞退した場合は、前項の規定にかかわらず、甲は乙に対して、国内手当及び旅費の全部又は一部を支給しないこと、又は既に支給済の国内手当、旅費及び訓練に要する経費の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 3 第17条第1号、第4号若しくは第6号から第8号により派遣前訓練を中止若しくは短縮した場合又は訓練は修了したものの乙が自己の都合により派遣を辞退した場合であって、これに伴い取消手数料等の費用が生じるときには、甲は乙に対し当該費用の負担を求めることができる。

(国民の国際協力に関する理解増進等への協力)

第19条 乙は、甲がJICA海外協力隊に関する知識を普及し、及び、国民の理解を増進するために行う活動に協力し、また、甲がかかる活動の一環として乙の氏名及び出身都道府県市区町村並びに受入予定国、予定任地、配属予定機関、派遣予定職種及び派遣予定期間を開示又は提供することを許諾するものとする。

(災害補償等)

第20条 甲は、乙の派遣前訓練期間中の災害及び派遣前訓練のための旅行期間の災害を甲が別に定める規程に基づき補償する。ただし、乙が国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受ける場合においては、この限りではない。

(準拠法及び紛争の解決方法)

第21条 この合意は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

- 2 この合意に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(合意外の事項)

第22条 本合意書に定めのない事項については、派遣前訓練に関する甲の規程及び甲が乙に配布する「JICA海外協力隊ハンドブック」に定めるところによるものとし、これらに定めのない事項については、甲乙誠意をもってこれを協議する。

(選択肢1：電磁的措置で合意を証する場合)

本合意を証するため、本書を電磁的に作成し、甲乙それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

(選択肢2：文書で合意を証する場合)

この合意書の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙両者が署名または記名押印の上、各1通ずつ保有するものとする。

年 月 日

(以下選択肢1、2共通)

甲 (訓練所住所)
独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
●●青年海外協力隊訓練所
所長 ●● ●●

乙 住所

氏名